

令和6年11月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年11月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年11月7日（木）午後3時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第25号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について
議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第18号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第25号 市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について
議案第26号 市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 2 報告第18号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する臨時代理の報告について
 - 3 その他(1) 市川市立新浜幼稚園閉園後の跡地利用及び市川市立新浜小学校の敷地変更について
その他(2) 令和6年度「二十歳の集い」（成人式）について
その他(3) 市川市が目指す部活動地域移行（全体構想）について
- 5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀

委員
委員

田中 大介
駒 久美子

6 出席職員、職・氏名

教育次長
生涯学習部長
生涯学習部次長
学校教育部長
学校教育部次長
学校教育部次長
教育総務課長
教育施設課長
青少年育成課長
社会教育課長
中央図書館長
考古博物館長
義務教育課長
学校安全安心対策担当室長
学校環境調整課長
指導課長
就学支援課長
保健体育課長
学校地域連携推進課長
教育センター所長
スポーツ計画課長
消防局企画管理課長
消防局企画管理課副参事

小倉 貴志
板垣 道佳
六郷 真紀子
藤井 義康
池田 淳一
小島 信也
益子 隆史
竹林 英介
舘野 裕之
渡邊 雅直
米田 有貴子
小笠原 勝海
小林 義行
大熊 和男
三浦 将之
関原 一久
生澤 治
清水 秀峰
榎本 弘美
横田 礼名
櫻井 千里
渡邊 辰也
指宿 力哉

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課 主 幹
// 副主幹
// 副主幹
// 主 査

須志原 みゆき
新田 伸子
稲葉 京子
福井 輝

○教育長

ただ今から、令和6年11月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件、報告1件、その他3件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の項目のうち、その他(1)「市川市立新浜幼稚園閉園後の跡地利用及び市川市立新浜小学校の敷地変更について」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りしたいと思います。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

挙手全員であります。よって、この項目につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事につきましては、公開案件がすべて終了してから行うものといたします。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、広瀬由紀委員と駒久美子委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長においては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、議案に入ります。議案第25号「市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用に関する規則等の一部改正について」を説明してください。

○中央図書館長

中央図書館長です。議案の1ページをご覧ください。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法等の改正により、医療保険に係る被保険者証が令和6年12月2日以降廃止されることとなります。それに伴い、図書館で本人確認書類として使用しております「医療保険に係る被保険者証」の文言を削除するものです。4ページから5ページの新旧対照表をご覧ください。左が規則の改正前、右が改正後でございます。今回、市川市教育委員会住民基本台帳カードの利用

に関する規則第3条（本人確認等）から「医療保険の被保険者証」という文言を、続きまして市川市中央図書館の管理に関する規則第4条、市川市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則第4条（登録の申請等）の各条文から「健康保険証」という文言を削除するものです。説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは、特に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第26号「市川市教育支援委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議案といたします。提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案の7ページから8ページをご覧ください。市川市教育支援委員会において、第1号委員、耳鼻咽喉科医師、水島則夫委員より自己都合により辞任願が出されました。つきましては、水島委員を解嘱し、市川市教育支援委員会条例第4条第1項の規定に基づき、耳鼻咽喉科医師、藤巻豊委員を委嘱したいので委員会の議決を求めるものでございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、報告に入ります。報告第18号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に係る意見の申出に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案9ページから12ページをご覧ください。市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱につきまして、市長から教育委員会へ意見を求め

られました。つきましては、本審議会に係る案件を踏まえ、委員不在期間が生じないようにするために、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和6年10月22日に臨時に代理し、委嘱について異議のないものとして市長へ回答いたしましたので、ご報告させていただきます。報告の説明は以上となります。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第18号を終了いたします。続きまして、その他に入ります。その他(2)「令和6年度二十歳の集い（成人式）について」を説明してください。

○社会教育課長

社会教育課長です。議案の13ページをお願いいたします。その他の(2)「令和6年度二十歳の集い（成人式）について」、ご説明いたします。今年度の式典ですが、会場の混雑緩和及び円滑な会場運営のため、昨年度と同様に、午前の部と午後の部の2部制で、開催いたします。実施日は、令和7年1月12日の日曜日です。会場や開催時間、午前の部と午後の部の学区の割り振りは資料のとおりで、昨年度と変更はございません。現在、20歳の実行委員6名が、企画運営の検討を進めております。教育委員の皆様にも当日ご臨席を賜うことができればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、その他(2)を終了いたします。次にその他(3)「市川市が目指す部活動地域移行（全体構想）について」を説明してください。

○保健体育課長

保健体育課長です。資料15ページ、16ページ、その他(3)の保健体育課1、2の資料をご用意ください。本日は、市川市の目指す部活動地域移行の全体構想について、ご説明いたしますが、はじめに、これまでの部活動の地域移行に向けた概要を資料1にてご説明いたします。近年、学校部活動が直面している課題ですが、大きく3点ございます。まず1点目といたしまして、昨今の少子化による生徒の減少がございます。少子化が進む中で、サッカーや野球など団体種目でチームが作れないという状況が発生しております。市川市の現状といたしましては、右の表にあるように全体の生徒数は、微減の状況です。ただし、単独校でチームが作れないという状況が既に発生しております。東国分中学校と第二中学校の合同チーム、高谷中学校と塩浜学園の合同チームが大会に参加したという例がございました。次に2点目ですが、生徒のニーズとして、学校

に生徒が希望する部活動がないという場合がございます。こちらの本市の現状は、市内全 16 校全てに作られている部活は野球部、サッカー部、女子バスケット部のみで、陸上部を例にとりますと市内 6 校に部が存在していないという状況でございます。やりたい部活動が指定された学校にないことを理由に指定校変更を希望するという例もございました。最後の 3 点目ですが、指導経験がない部活動を指導することなど教師が負担と感じていることがございます。本市の中学校の教職員にアンケートを実施しておりますが、部活動の顧問の負担が大きいと感じている教職員は約 8 割に及び、今後部活動をやることについても肯定的な意見は 3 割ほどでした。このように学校部活動が直面している課題から、国は、令和 4 年に策定したガイドラインで令和 5 年度から 7 年度を改革推進期間とし、休日の地域クラブ活動を整備し、休日の部活動の地域移行を進めることを示しました。また、千葉県もガイドラインを策定し、年度ごとに達成の目安を示しました。この中で、本市の取組は、令和 4 年度に、部活動の地域移行に関する総合的な方針に関することなどを協議する検討協議会を設置し、令和 5 年度には、第四中学校をモデル校とし複数部活動の地域移行を目指しました。以上が、部活動地域移行に向けた、これまでの経緯でございます。次に 2 枚目の資料をご覧ください。こちらが、今後、市川市が目指す部活動地域移行の全体構想についてです。これは、現在、第四中学校のモデル校での取組を全市的に展開していく際に、どのような手立てをとって進めていくかを図で示したものです。まず、全体構想では、中心的に地域移行の役割を果たす組織を立ち上げることを考えております。この図では、真ん中の黄色い丸の仮称市川地域クラブ案内所となります。この案内所は、教育委員会が委託し、運営を行ってまいります。地域移行の具体的な流れをご説明いたしますと、はじめに運動や文化活動を休日に行いたいと希望する市内中学生や指導を希望する方々が、この案内所に登録します。案内所では、右の図のトップアスリートを育成するカテゴリー1 からエンジョイスポーツを行うカテゴリー3 に属する、市内にある既存のスポーツ協会加盟団体やクラブチーム、民間事業者などを紹介する役割と、カテゴリー4 にある休日の部活動に案内所から地域指導者を派遣したり、地域移行に協力していただく総合型スポーツクラブと一緒にスポーツを進めたりすることで、休日の部活動地域移行を推進する中心的な役割を担ってまいります。なお、この案内所の主な業務として、黄色の四角部分で示した生徒や指導者を登録する人材登録業務やクラブと学校との調整等を行う運営サポート業務、会費を徴収し、指導者へ指導料を支払う徴収支払業務、そして、個人情報の管理を行う情報管理業務を主な業務と想定しております。最後に、今後のスケジュールについてですが、はじめに令和 6 年度ですが、休日の部活動の地域移行としては、4 月に東部総合型スポーツクラブを設立して、

第四中学校をモデル校とし、9月から女子バスケットボール部や剣道部など5種目の休日部活動について地域移行を開始いたしました。また、保健体育課では、50人の部活動地域指導者に部活動を協力していただいておりますが、今後、次年度に向け、地域クラブの指導者として協力いただけるよう調整を進めてまいります。令和7年度からは、千葉県の実証事業を活用し、市川地域クラブ案内所を設立してまいります。そして、各中学校1部活動以上を地域クラブ活動に移行し、令和8年度は複数種目で地域移行を行い、新チームが始動する令和9年9月に全種目の地域移行を完了することを目指していきます。案内所の設立については、県の実証事業を活用し、今年度は設立の準備、令和7年度に案内所を設立いたします。なお、次年度は、全市的に地域移行を展開する初年度なので、生徒の保険料や会費などは徴収しないで実証事業の委託費から支払う予定です。そして、令和8年度から、案内所の本格的な運用、これは、案内所に登録した生徒の会費から一定額の登録代を徴収することや広告等の収入により、将来的に自走できる案内所を整備してまいります。なお、この年度から保護者による受益者負担を開始することも想定しております。私からの説明は、以上でございます。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。では、私からよろしいでしょうか。学校から土日の部活動について、クラブ案内所に委託するにあたり、管理や責任は誰が一番負うことになるのでしょうか。こうした取組に対し、クレームにしても問題にしても学校に中途半端に戻ってくると何も意味がないと思いますし、委託とありますが、委託とはどこまでを指しているのかを説明してください。

○保健体育課長

保健体育課長です。平日の部活動はそのまま続いていくことから、土日にやっていた方と調整しながらの運営になりますので、学校には責任が残ります。ただ、土日は預けることになりますので、そちらの方にも責任を持ってもらうことになります。

○山元幸恵委員

土日はそちらに移行し、平日は学校に残るということですが、土日の活動について誰が責任を持つということなのでしょうか。

○保健体育課長

移行期までは教育委員会が持つことになります。

○山元幸恵委員

移行期後は誰が責任を持つことになりますか。

○保健体育課長

移行期後は、クラブで責任を持つことになります。

○山元幸恵委員

土日を対象としていますが、平日は対象でないと考えてよいでしょうか。

○保健体育課長

当面は令和 9 年度の土日の地域移行を目指します。令和 8 年度あたりから平日も検討し、可能なものから移していくことを考えています。

○山元幸恵委員

とても大変な事業だと思います。しかし、とても大切な事業であり、それを決定していくためには、保護者、生徒、学校がかなり理解を深めないとトラブルだけが残るのではないかと危惧しています。そのため、責任を移行するしっかりとした組織をつくっていただきたいというのが要望です。他にはよろしいですか。

○駒久美子委員

平日と休日で指導者が変わるということですが、その調整は誰がするのでしょうか。

○保健体育課長

既存の部活動は残りますので、間に案内所が入りますが、学校の方で紹介するようになります。

○駒久美子委員

そうすると平日の部活と土日の部活は連動しないということですか。

○保健体育課長

現在、顧問の方にも希望する場合は兼業ということで、土日の部活動を見てもらうことを想定しています。その場合は、平日も休日も同じ者が指導することになります。

○駒久美子委員

そうすると土日の部活動を希望しない児童、生徒に対しては、平日に同じ部活動に参加していても差が生じるということでしょうか。つまり、平日も土日も全て参加するお子さんと平日しか参加しないお子さんが出てくるが、そこで差が生じることに問題はないのでしょうか。

○保健体育課長

あくまでお子さんと保護者の方の意思で申し込んでもらいますので、移行期については土日に参加しないという方も出るかもしれませんが、納得いただけるかと考えております。

○駒久美子委員

学校の部活動で、同じ部活動をやっているのに、土日参加しない生徒にとっては差が生じていくというのは、土日に参加しないのがいけないとなってい

きませんかという心配があります。

○保健体育課長

学校側にも生徒側にも、しっかり情報を伝えていき、そのようなことがないようになりたいと思います。

○山元幸恵委員

これからどんどん詰まっていくと思います。今、考えただけでも山積みの課題があると思います。一つ一つどういう形に落としていくか、さらに詰めていただく必要があると危惧しているかと思いますが、いかがでしょうか。

○保健体育課長

スポーツ部とも協議しながらやっていきますので、そのあたりも詰めていきたいと思います。

○山元幸恵委員

よろしくお願いいたします。また、運動部だけでなく、音楽などの文化部も熱心な部活は沢山ありますし、子どものニーズも多様化していますので、よろしくご検討お願いいたします。

○広瀬由紀委員

運動系だけでなく、文科系も対象という理解でよろしいのでしょうか。また、今ある部活の土日分が委託ということになると、生徒のニーズに書いてあるやりたい部活動がないという部分に対応しきれないのではないのでしょうか。選択肢そのものが変わらないのではないのでしょうか。

○保健体育課長

吹奏楽等、文化系はありますので、足並みを揃えて、令和9年の夏頃までに地域移行を完了させる考えです。選択肢につきましては、先ほど図でお示したカテゴリーが4つあったと思いますが、多様な選択肢を設定します。部活動の地域移行という言い方をしますが、例えば土日だけは違うものに取り組むことができたり、これまでの部活動にない運動や文化系の活動が用意できれば、それに参加できるというシステムを作っていきたいと考えています。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。学校の部活動をただ移行するというものより、新しい地域で子どもたちを育てる組織を作っていくという考え方、コンセプトと理解してよろしいでしょうか。

○保健体育課長

その通りです。

○山元幸恵委員

以上で、その他(3)を終了いたします。続きまして、非公開の議事に入ります。教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他(1)の議事に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、教育次長、各部部長、次長、教育総務課長、教育施設課長、消防局企画管理課長、副参事以外の方は退席となりますので、ここで暫時休憩いたします。

(指定職員以外 退席)

【非公開 その他(1) 説明】

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

(職員 入室)

○教育長

それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見・ご要望がありましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。これをもちまして、令和6年11月定例教育委員会を閉会いたします。